

平成 27 年 4 月 21 日

各 位

会社名 日 東 工 器 株 式 会 社  
代表者 代表取締役社長 小武 尚之  
所在地 東京都大田区仲池上二丁目 9 番 4 号  
連絡先 取締役 経営企画統轄 西田 豊  
電 話 03-3755-1111  
(コード番号 6151 東証一部)

### 移転価格税制に基づく更正処分に対する日米相互協議の合意について

日東工器株式会社は、日米租税条約に基づき協議中であった当社と米国子会社 NITTO KOHKI U.S.A.および MEDO U.S.A.との取引にかかわる移転価格税制の適用についての相互協議が合意に達し、二重課税を排除できることとなりましたので、お知らせいたします。

当社は、平成 18 年 3 月期から平成 22 年 3 月期における 5 年間につき、東京国税局より移転価格税制による更正処分を平成 24 年 6 月 27 日に受けたため、追徴税額合計 532 百万円を納付いたしました。当社は、この更正処分を不服として東京国税局に対して異議申立を行い、また二重課税の排除を求め、日米租税条約に基づく相互協議の申し立てを行いました。

今回の日米相互協議の合意により、二重課税を排除できることとなったため、還付見積額 543 百万円を計上いたしました。

なお、この合意による平成 27 年 3 月期の業績予想の修正はありません。

また本件については、更正処分通知に基づく納付の際にはその損益影響額を除外して配当金を平成 24 年 3 月期にお支払いしておりますので、今回の還付金につきましても配当金の計算対象からは除外いたします。そのため、現時点での配当予想の修正もありません。

今回、相互協議が合意に至りましたので、本件に関する後続年度につきましても、事前確認手続きに基づく相互協議を通じて二重課税を排除する予定です。

以上